

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

平成27年 3月30日規則第55号

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第1条第1号に掲げる規定の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。